

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

第1節 策定の趣旨と背景

男女共同参画社会¹とは、男女がお互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、女性にとっても男性にとっても性別にかかわらず生きやすい社会を実現することです。

また、日本国憲法の第14条第1項には「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と明記されています。この憲法のもと、昭和60年5月の「男女雇用機会均等法²」、平成11年6月の「男女共同参画社会基本法³」などの法律や制度が整備され、全国的な男女共同参画の推進が図られてきました。

現在の我が国は、少子高齢化の進行と人口減少時代の到来に加え、核家族化が進み、子育てや介護等、家庭や地域でお互いに助け合い支え合う機能が弱まるなど社会環境が変化する一方で、労働力人口の減少や非正規労働者の増加、経済格差の拡大といった現代社会の課題を解決するためには、男女共同参画社会の実現が必要不可欠になっています。

また、配偶者等からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）⁴などの被害や、児童・高齢者等への虐待などが増加し、女性や子どもの人権が侵害されている問題が深刻化しており、それらの根絶に向けた社会的な取組みが重要になっています。

このような中、本町では、一人ひとりが性別にかかわらず、お互いにその人らしさを尊重し合い、個人の能力を發揮し、多様な生き方ができる社会の実現に向けて、平成11年3月に「もろやま男女共生プラン」を策定し、平成18年3月には「第二次もろやま男女共生プラン（以下、第二次計画）」を策定しました。

1 男女共同参画社会

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第2条）をいいます。

2 男女雇用機会均等法

正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といいます。雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を目的として、昭和61年4月から施行された法律です。同法では労働者の募集・採用、配置・昇進、福利厚生、定年・退職などにおいて男女間の差別の禁止などが規定されています。

3 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月に公布、施行されました。

本計画は、第二次計画の計画期間が、平成27年度で終了するため、これまでの取組みの成果や検証、住民意識及び社会経済状況の変化等を踏まえて、新たな課題への取組みを示し、「第三次もろやま男女共同参画プラン～認め合い 男女できずく 毛呂山の誇り～」として策定したものです。

第2節 計画の位置付けと性格

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」の第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置付けられるものであり、本町の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくための基本計画です。
- (2) この計画は、国の「男女共同参画基本計画」や県の「埼玉県男女共同参画基本計画」を勘案した計画です。
- (3) この計画は、「第五次毛呂山町総合振興計画」の部門別計画の一つであり、関連する町の部門別計画と整合性を図り策定します。
- (4) この計画は、平成19年に改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律⁵」第2条の3第3項に基づく、本町における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(市町村DV防止基本計画)」を含みます。
- (5) この計画は、平成27年に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律⁶」第6条の2に基づく市町村推進計画を含みます。

4 配偶者等からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）

一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からふるわれる暴力」のことを示すとされます。「暴力」とは、身体に対する暴力又はこれに準ずる有害な影響を及ぼす言動をさします。

5 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律

DVは家庭内の問題としてとらえられ、被害者の救済が必ずしも十分に行われていませんでしたが、2001（平成13）年10月に施行された同法により、DV加害者に対して被害者への接近禁止命令や住居からの退去命令などを発することができるようになりました。

6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、平成27年8月に成立した法律です。この法律により、平成28年4月1日から、国、地方自治体や労働者301人以上の大企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務づけられます。

第3節 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度～平成36年度までの10年間とし、必要に応じて見直しを行っていくものとします。



第4節 計画の策定体制

次の組織において計画の策定を行いました。

- (1) 毛呂山町男女共同参画推進会議
- (2) 第三次もろやま男女共同参画プラン策定委員会

また、計画素案についてパブリックコメントを実施し、計画に町民の意見をより反映できるよう努めました。

第5節 国・県・町の動き

(1) 国内の動き

我が国においては、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれ、国際協調の下に男女共同参画が推進されてきました。

国際婦人年の昭和50年に総理府に内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置されるとともに、婦人問題担当室が業務を開始しました。また、昭和52年には婦人問題企画推進本部において「国内行動計画」を策定しました。

昭和60年には「女子差別撤廃条約⁷」を批准しました。「女子差別撤廃条約」の批准にあたり、批准に向けた法整備等を行ったことにより、法制面におけるさまざまな成果がみられました。「男女雇用機会均等法」もこの年に制定されました。

7 女子差別撤廃条約

正式名称は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」といいます。あらゆる分野において女性差別を撤廃し、男女平等な権利の確立をめざして、1979年に国連総会で採択され、日本は国籍法の改正や男女雇用機会均等法の公布、家庭科男女共修等の措置を講じた後の1985年に批准しました。

平成3年には「育児休業法」が、平成7年には「育児・介護休業法⁸」が制定され、職業生活と家庭生活両立のための環境整備がなされました。

平成8年には、「男女共同参画2000年プラン」を策定し、「北京行動綱領」で示された国際規範・基準等を取り入れた施策を推進することになりました。

平成11年には、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的に「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成12年にはこの法律に基づく計画として「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成13年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、平成19年、平成25年に改定されました。

また、平成25年には、「ストーカー規制法⁹」の改正が行われるなど、男女共同参画推進のための法整備は進みつつありますが、より実効性のあるものとするため、さまざまな改正がなされています。

さらに、平成27年8月には、女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用が行われること等を目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立しました。

（2）埼玉県の動き

埼玉県では、こうした世界や国の動きに呼応し、庁内における推進体制や諮問機関の整備に取り組むとともに、平成12年には全国に先駆けて「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定、平成22年度までを計画期間とする「埼玉県男女共同参画推進プラン」を策定し、施策の推進を図ってきました。この計画の中間年にあたる平成19年には、その間の社会情勢や県民ニーズに対応するための計画の見直しを図っています。

また、平成20年には「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」の改定を行い、平成21年からは男女共同参画推進センターや併設するキャリアセンターにおいて、経済的な助成をはじめとした女性の就労支援に努めるなど、取組みの一層の充実を進めています。

8 育児・介護休業法

仕事と家庭の両立支援対策を充実するため、平成3年5月に施行された法律です。同法では、労働者が退職せずに育児や介護を行うことができるよう、休業、時間外労働の制限、勤務時間短縮制度等の措置について定められています。

9 ストーカー規制法

ストーカー行為に対する処罰などの規制と、被害者に対する援助を定め、平成12年に成立した法律です。正式名称は「ストーカー行為等の規制等に関する法律」。ストーカーとは、一方的に関心をいだいた相手がいやがるにもかかわらず、執拗につきまとう人のことをいいます。

さらに、平成24年には、働く場における女性の活躍を支援するためウーマノミクスを推進するとともに、同年、国の「第3次男女共同参画基本計画」を踏まえた「埼玉県男女共同参画基本計画（平成24～28年度）」を策定。経済状況や防災対策等の課題に即した計画に基づいた推進をしています。

（3）本町の動き

毛呂山町では、平成5年に初めて女性の町政に対する意見交換の場として、「女性町政座談会」を開催。翌年の平成6年には、女性問題の現状と施策及び女性の地位向上を促進するため「毛呂山町女性会議」を設置し、以後は同会議を中心として男女共同参画社会の実現を目指し平成8年に「女性フォーラム」を開催、また平成9年に庁内組織として設置された「毛呂山町女性行動計画策定委員会」とともに、平成11年3月に「もろやま男女共生プラン」を策定しました。

平成15年には、社会状況の変化や国内外での男女共同参画施策を取り巻く背景を踏まえ「もろやま男女共生プラン」を改定し、平成18年3月に「第二次もろやま男女共生プラン」を策定しました。

平成27年度には、現行プランの計画期間終了にともない、町民の男女共同参画に関する意識を把握するために実施した「男女共同参画に関する意識調査」の結果、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を踏まえた「第三次もろやま男女共同参画プラン」を策定しました。



